

## 質問書への回答

No.	質問事項	回答
1	今回の公募に至った経緯と理由を教えてください。	<p>現在、葵区と駿河区のすべてのクラブでは、土曜日を毎週開所していますが、清水区の大半のクラブでは、原則土曜日に開所しておらず、一市二制度の状態となっています。</p> <p>また、事業開始当初から同一事業者がクラブ運営を継続していますが、利用者が増加し運営規模が大きくなったことや運営に携わる後継者の確保が難しくなったことで、新たな活動プログラムの実施や配慮を要する児童への対応等、子育て世帯の多様なニーズに応えづらい状況が出てきています。</p> <p>これらの課題を解決するため、事業者による創意工夫が発揮され、市民ニーズに対応した効率的・効果的運営ができるよう、本形式にて公募を行っております。</p>
2	13クラブの選定根拠を教えてください。	<p>清水区の8クラブは、現運営者様へヒアリングを行い、新たな運営者様への移行を希望したクラブになります。</p> <p>駿河区の6クラブについては、地理的に清水区と一体的な運営がしやすく、また、現在待機児童が発生しているなど、利用者の増加が見込まれる地域のクラブを対象としています。</p>
3	年度途中の10月1日から運営にした理由を教えてください。	<p>4月1日の運営開始とした場合、運営事業者変更後の新たな体制で新年度新規入会児童をお預かりすることになるため混乱が予想されました。</p> <p>利用児童が最も多い夏休み期間中の長時間保育がひと段落したうえで運営者変更を円滑に実施し、児童が安心して過ごせる環境を整えられるよう、10月1日からの運営開始としています。</p>
4	令8年4月以降の運営事業者は再度公募するのでしょうか。	再度公募により選定を行う予定です。
5	少子化が進む中で、13クラブの今後の利用児童推定数を教えてください。	「静岡市子ども子育て若者プラン（令和2年度～令和8年度）」において、市内を14区域に分

		けた量の見込みを公表しております。本業務の対象となる13クラブの個別推定ではございませんが、参考にご覧ください。
6	13クラブに留まらず、今後も順次、他のクラブの運営事業者を変更するのでしょうか。 今後の静岡市の放課後健全育成事業の方針と計画の全体像を教えてください。	本業務実施による効果や利用状況を検証したうえで判断していきたいと考えています。 今後も市民ニーズに対応した一層のサービスの拡充ができるよう、取り組んでいきます。
7	現在の民間児童クラブ運営補助金制度は、今後も継続されるのでしょうか。	今後の利用児童数や必要な受け皿の確保状況により検討を行いますが、現時点で廃止の予定はございません。
8	今回の13クラブの契約金額（上限632,515,000円）の算定根拠を教えてください。	本業務実施に係る人件費（「仕様書 5基本事項（5）運営体制及び職員配置」を満たすもの）、及び「【仕様書別紙7】費用分担表」に記載の受託者負担額の積算により算出しております。
9	令和7年度から駿河区6クラブの土曜開所数を6クラブから2クラブに減らす理由を教えてください。	現在、葵区・駿河区・由比・蒲原東のクラブでは、毎週土曜開所を行っておりますが、土曜日の利用率が低いことから、今後の土曜開所対象クラブについては利用実績等を鑑みて総合的に判断します。 仕様書に記載の2クラブは現案であり、開所クラブ数については今後の検討結果を踏まえ、受託事業者様と協議のうえ、変更する可能性があります。
10	13クラブ全てではなく、そのうちの2~3クラブの運営事業者として応募することは可能でしょうか。	本業務は14クラブの一括運営を委託するものです。
11	静岡市の児童クラブ運営における運母体が「葵区・駿河区」と「清水区」に分かれている。仕様書には「雇用継続への配慮」とあるが現行の「就業規則」「賃金水準」の情報開示は可能か？	就業規則及び賃金水準は現運営者様の決定事項であり、報告を求めているため把握しておらず、具体的な金額等はお示しできません。 (参考) 時給単価は、最低賃金~1,400円程度
12	「児童クラブ」運営が民間に委託されるという点を考えると暫くは「激変緩和措置」的に業務内容・運営内容の継続が「児童」「職員」に対する不安・混乱を防ぐためにも配慮することか？	本公募により運営者が変更となった場合であっても、利用者の皆様に継続して安心・安全な預かり環境を提供すること、現場職員に対し保育に専念できる労働環境を整えることは重要事項として考えております。 しかし、新たな受託者様によるサービスの質向上への取り組みや市民ニーズへの柔軟な対

		応を拒むものではありません。
13	「児童クラブ」における「おやつ」の提供については現状予算的な基準はあるのか？	開所日に応じて、月額1,600～2,000円を利用者からおやつ代相当額として徴収しているため、1児童あたり1食80円を目安にご提供ください。
14	「長期休校期間」における「昼食の斡旋」について、 ① クラブごとの一斉注文ではなく、保護者による選択制で良いか？ ② 今までの昼食斡旋実態の中で、1食分の費用目安はいくらぐらいか？ 平日のみの対応なのか土曜日の斡旋も必要なのか？	昼食の斡旋方法は、希望する保護者に対し、下記①～④の運用を想定していますが、受託者様による自由提案を妨げるものではありません。 なお、1食あたりの費用目安に指定はございませんが、利用者の方が利用しやすい価格帯での提供を望みます。 ① お弁当提供事業者の選定（受託者） ② 利用者登録（保護者web登録） ③ お弁当注文・支払い（保護者web取引） ④ お弁当配達（お弁当提供事業者） また、昼食の斡旋を行う日は長期休暇期間中の開所日を想定しており、曜日による制限はありません。
15	医療的ケア児を受け入れる場合は、とある。子どもの受入れに関する調整は市が行うと認識しているが、医療的ケア児に関しては、施設の方でも受入れを判断することもできるのか？	医療的ケアが必要な児童の入会決定は、対象児童の状況や利用希望クラブ等を確認したうえで市が行います。 また、入会決定に伴うハード面（施設修繕等）の調整は市が担いますが、ソフト面（受け入れに伴う対応方法）の調整は市・受託者の相互連携による対応が必要となります。
16	避難訓練を年2回以上行うとあるが、条例には「避難及び消火に関する訓練」とある。 避難と消火は、同時に実施訓練で良いか？ 避難1回、消火1回でも良いか？ ※関連質問 ① 条例の中に、非常口と消火用具のことが記載されているが、全クラブに整備されていると考えて良いか？ ② 大所帯のクラブもあるし、独立施設のクラブもある。消防計画の届け出はしているか？	火災・地震・不審者の侵入など緊急時の対応を想定した避難訓練を年2回以上、実施してください。なお、火災を想定した避難訓練を実施する際には、あわせて消火に関する訓練も実施してください。 ① クラブ毎に異なります。静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「基準条例」という）第6条第1項に記載の非常災害対策を努力義務としておりますので、早急な措置が必要な場合には市で対応させていただきます。



	うな形で、誰に、公表すればよいか？	たすために、自己評価の結果を公表するように努めることが求められます。
22	職員の定期健康診断について、安衛法順守意外に、必ず行うべき項目はあるか？	労働安全衛生法に基づく健康診断の実施をお願いします。
23	<p>条例には、遊び及び生活の場としての機能、並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるとあるが、クラブにより施設の整備に差があるように感じる。</p> <p>基礎的な整備は行政の役割と思うが、今後の整備計画はあるのか？</p>	<p>ご指摘のとおり、児童クラブにより施設環境には差異がございます。</p> <p>現時点の整備計画としては、待機児童が発生している児童クラブにおけるクラブ室の整備ですが、必要に応じて、既存クラブの修繕等を検討してまいります。</p>
24	見学に行かせていただいたクラブにおいて、児童のコップの管理が衛生的でないと感じた。条例にある「衛生的」とは、どの程度のことを指すか？	「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」、及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」に則った衛生管理を求めるものです。
25	<p>放課後児童健全育成事業における支援は、保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき行くと条例にある。</p> <p>保護者がお休みの日や、退職後転職前の休職中、育休中の扱いはどうなっているか？個別の事情を把握しての対応が求められるのか？</p>	<p>本市の放課後児童クラブの利用対象となる児童は、就労等により保護者が家庭にいない児童、及び下記①～⑥に該当する児童です。</p> <p>① 保護者が病気療養中 ② 保護者が祖父母等の介護をしている ③ 保護者が在学中 ④ 保護者が職業訓練を受けている ⑤ 母親が産前産後期間中 ⑥ その他児童にとって預かりが必要と認められる場合</p> <p>なお、上記条件を満たし入会承認をした場合であっても、仕事がお休みの日等、保護者が家庭におり、保育可能な状態での利用は認めておりません。</p> <p>また、個別の事情を把握しての対応まで求めませんが、当該状態を確認した際には、保護者に対して制度の趣旨を説明し、利用できない旨理解を求めてください。</p>
26	条例には、支援の単位ごとに「専ら当該支援の提供にあたる者」とあるが、土曜開所の場合は他クラブの児童も預かることになっている。その場合、支援員が他クラブの児童を把握する	基準条例第12条第5項に規定する「支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。」とは、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないこと

	<p>必要もあることから、受託クラブ内の支援員の日単位・月単位などの移動、つまり掛け持ち勤務（配置）は可能か？</p> <p>それを行うことで支援員の心理的負担、児童に対するリスクも減ると考える。</p>	<p>をいい、ご質問の日単位、月単位の移動を拒むものではありません。</p>
27	<p>様式第3号、様式第5号に押印は必要でしょうか。</p>	<p>様式第3号は押印が必要ですが、様式第5号は押印不要です。</p>
28	<p>様式第6号は記載事項を網羅していれば任意様式での提出でも可能でしょうか。</p>	<p>指定の様式にてご対応ください。</p> <p>なお、業務実績について追加でご説明いただく場合は、企画提案書内にご記載いただきますようお願いいたします。</p>
29	<p>実施要領2(4)</p> <p>契約金額に放課後児童支援員等処遇改善事業費用、障がい児等を支援するための加配職員人件費、医療的ケア児受入時の看護職員人件費は含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
30	<p>実施要領9(2)③</p> <p>ヒアリング出席必須の「本業務の担当者」とは管理責任者又はその上長でも問題ないでしょうか。</p>	<p>本業務の担当者であれば説明は可能です。</p>
31	<p>実施要領8(1)①</p> <p>企画提案書及び見積書の作成について、合計40頁を上限とございますが、見積書も含めた上限という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
32	<p>仕様書別紙3 職員配置基準</p> <p>モデルシフト通り、平日は常時2名以上12時からの勤務が必須という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>常時2名以上の配置が必須となるのは、放課後、児童が児童クラブを利用する時間からであり、12時からの配置は必須ではございません。</p> <p>モデルシフト上の平日開始時刻の12時の記載は児童の受け入れ準備時間を含む参考の配置となります。</p> <p>なお、開所日は18時までの職員配置が必要となります。</p>
33	<p>仕様書別紙7 費用分担表</p> <p>浄化槽法定点検・消防設備保守点検・建築設備点検が必要となる施設と費用実績をご教示ください。</p>	<p>対象施設及び費用実績は以下のとおりです。</p> <p>&lt;浄化槽法定点検&gt; 庵原児童クラブ（令和5年度実績：6,500円）</p> <p>&lt;消防設備保守点検&gt; 対象クラブ無し</p>

		<p>&lt;建築設備点検&gt; 対象クラブ無し</p>																																																														
34	<p>仕様書別紙7 費用分担表 清掃・害虫駆除を行った過去実績（施設名と費用）をご教示ください。</p>	<p>前年度実績については、現運営受託者様に対して報告を求めているため把握しておりません。</p> <p>清掃委託料・害虫駆除委託料は特別な場合を除き想定しておりません。ただし、必要性が生じた場合は、学校との共用部もあるため、範囲や実施の必要性について、学校と協議のうえですべて実施してください。</p>																																																														
35	<p>仕様書別紙7 費用分担表 職員駐車場借上料が発生する施設名と台数、費用実績をご教示ください。また、学校内等で駐車場を借りられない施設がございましたら合わせてご教示ください。</p>	<p>各児童クラブにおける職員用駐車場に関する情報は以下のとおりです。</p> <p>なお、以下は現状であり、学校敷地内の駐車場利用に際しては各小学校様と個別にご調整いただくこととなりますので、今後の利用継続をお約束できるものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">クラブ名</th> <th colspan="2">職員用駐車可能台数</th> </tr> <tr> <th>敷地内</th> <th>敷地外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>森 下</td> <td>共用10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東 豊 田</td> <td>専用 4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>富 士 見</td> <td>専用 6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>南 部</td> <td>共用 9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東源台第一</td> <td>専用 4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>東源台第二</td> <td>専用 3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>入 江</td> <td>専用 4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>浜 田</td> <td>専用 1</td> <td>専用 4（有料※） ※5,000円/月×4台</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>岡</td> <td>専用 4 共用 2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>有度第一</td> <td>共用 5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>三保第一</td> <td>共用 2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>飯 田</td> <td>共用 5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>袖 師</td> <td>共用 5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>庵 原</td> <td>専用 7</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※専用＝児童クラブ専用の駐車可能台数 ※共用＝学校・児童クラブ共用の駐車可能台数</p>	No.	クラブ名	職員用駐車可能台数		敷地内	敷地外	1	森 下	共用10	—	2	東 豊 田	専用 4	—	3	富 士 見	専用 6	—	4	南 部	共用 9	—	5	東源台第一	専用 4	—	6	東源台第二	専用 3	—	7	入 江	専用 4	—	8	浜 田	専用 1	専用 4（有料※） ※5,000円/月×4台	9	岡	専用 4 共用 2	—	10	有度第一	共用 5	—	11	三保第一	共用 2	—	12	飯 田	共用 5	—	13	袖 師	共用 5	—	14	庵 原	専用 7	—
No.	クラブ名	職員用駐車可能台数																																																														
		敷地内	敷地外																																																													
1	森 下	共用10	—																																																													
2	東 豊 田	専用 4	—																																																													
3	富 士 見	専用 6	—																																																													
4	南 部	共用 9	—																																																													
5	東源台第一	専用 4	—																																																													
6	東源台第二	専用 3	—																																																													
7	入 江	専用 4	—																																																													
8	浜 田	専用 1	専用 4（有料※） ※5,000円/月×4台																																																													
9	岡	専用 4 共用 2	—																																																													
10	有度第一	共用 5	—																																																													
11	三保第一	共用 2	—																																																													
12	飯 田	共用 5	—																																																													
13	袖 師	共用 5	—																																																													
14	庵 原	専用 7	—																																																													

36	現在働かれている職員の雇用形態（常勤・非常勤）と月給・時給、賞与有無をご教示ください。	雇用形態は現運営者様が決めており、報告を求めているため把握しておらず、給与・賞与についても具体的な金額はお示しできません。 (参考) 時給単価は、最低賃金～1,400円程度																																				
37	複数単位あるクラブの内、常時開所していない単位があるクラブと単位数をご教示ください。また、その場合も10月1日の運営開始時点から全ての単位での開所が必要という認識でよろしいでしょうか。	「【仕様書別紙1】放課後児童クラブ一覧」に記載の単位において、常時開所していない単位はございません。 また、令和6年10月1日の運営開始以降も全ての単位において原則開所いただくこととなります。																																				
38	クラブ別の平常日・土曜日・早帰り日・長期休暇日の年間の開所日数をご教示ください。	「仕様書 5基本事項 (4) 開所日及び開所時間 ①開所日」に記載のとおり開所いただくこととなりますが、本業務は令和8年3月31日までの委託期間としており、令和7年度の学校行事日程が決定しておりませんので、現時点でお示しできません。																																				
39	クラブ別の平常日・土曜日・早帰り日・長期休暇日の1日あたりの平均利用者をご教示ください。	クラブ別の数値としてお示し可能なデータはございませんが、在籍児童数に占める平均利用率は概ね以下のとおりです。 ・通常時 : 80%程度 (早帰り日を含む) ・土曜日 : 5%程度 ・長期休暇期間 : 70%程度 ※対象年度により増減がございます。 ※土曜日は土曜開所実施中クラブの平均です。																																				
40	クラブ別の登録児童数をご教示ください。	令和6年4月1日時点の在籍児童数は以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="837 1433 1308 2016"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>クラブ名</th> <th>在籍児童数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>森下</td><td>74</td></tr> <tr><td>2</td><td>東豊田</td><td>120</td></tr> <tr><td>3</td><td>富士見</td><td>115</td></tr> <tr><td>4</td><td>南部</td><td>73</td></tr> <tr><td>5</td><td>東源台第一</td><td>76</td></tr> <tr><td>6</td><td>東源台第二</td><td>35</td></tr> <tr><td>7</td><td>入江</td><td>120</td></tr> <tr><td>8</td><td>浜田</td><td>49</td></tr> <tr><td>9</td><td>岡</td><td>102</td></tr> <tr><td>10</td><td>有度第一</td><td>135</td></tr> <tr><td>11</td><td>三保第一</td><td>58</td></tr> </tbody> </table>	No.	クラブ名	在籍児童数 (人)	1	森下	74	2	東豊田	120	3	富士見	115	4	南部	73	5	東源台第一	76	6	東源台第二	35	7	入江	120	8	浜田	49	9	岡	102	10	有度第一	135	11	三保第一	58
No.	クラブ名	在籍児童数 (人)																																				
1	森下	74																																				
2	東豊田	120																																				
3	富士見	115																																				
4	南部	73																																				
5	東源台第一	76																																				
6	東源台第二	35																																				
7	入江	120																																				
8	浜田	49																																				
9	岡	102																																				
10	有度第一	135																																				
11	三保第一	58																																				

		12	飯田	1 2 2																																																
		13	袖師	7 4																																																
		14	庵原	9 3																																																
		計		1, 2 4 6																																																
41	クラブ別の特別支援を必要とする児童、医療的ケア児童、外国籍児童の登録人数をご教示ください。また、その対応（加配や通訳等）状況をご教示ください。	<p>本質問への回答の公表は控えさせていただきます。ご希望の場合は個別に情報提供させていただきますので、別途子ども未来課児童クラブ係宛てご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、特別支援を必要とする児童に対しては、加配により対応を行っております。</p> <p>また、日本語が不慣れな児童に対しては、翻訳機器等を利用し対応を行っております。</p>																																																		
42	クラブ別の職員配置体制をご教示ください。現行、職員配置基準のコアタイムのシフト体制が取れているかご教示ください。	<p>クラブ別の職員配置体制は、報告を求めているため把握しておりません。なお、現在の職員配置体制は、「基準条例に基づく最低基準を満たすとともに、児童の安全かつ適切な育成支援が可能な人員配置を行うこと」として仕様に定めており、コアタイムシフト体制の指示は行っておりません。</p>																																																		
43	<p>クラブ別の放課後支援員認定資格保有者数をご教示ください。</p> <p>合わせて、清水区・駿河区各クラブの支援員・補助員の雇用条件（時給・賞与・勤務時間等）について可能な範囲で構いませんので、情報開示願います。</p>	<p>クラブ別認定資格保有者数は以下のとおりです。（令和5年度末時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>クラブ名</th> <th>資格保有者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>森 下</td><td>3</td></tr> <tr><td>2</td><td>東 豊 田</td><td>5</td></tr> <tr><td>3</td><td>富 士 見</td><td>6</td></tr> <tr><td>4</td><td>南 部</td><td>3</td></tr> <tr><td>5</td><td>東源台第一</td><td>4</td></tr> <tr><td>6</td><td>東源台第二</td><td>2</td></tr> <tr><td>7</td><td>入 江</td><td>6</td></tr> <tr><td>8</td><td>浜 田</td><td>8</td></tr> <tr><td>9</td><td>岡</td><td>8</td></tr> <tr><td>10</td><td>有度第一</td><td>1 2</td></tr> <tr><td>11</td><td>三保第一</td><td>5</td></tr> <tr><td>12</td><td>飯 田</td><td>8</td></tr> <tr><td>13</td><td>袖 師</td><td>9</td></tr> <tr><td>14</td><td>庵 原</td><td>7</td></tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>8 6</td> </tr> </tbody> </table>			No.	クラブ名	資格保有者数（人）	1	森 下	3	2	東 豊 田	5	3	富 士 見	6	4	南 部	3	5	東源台第一	4	6	東源台第二	2	7	入 江	6	8	浜 田	8	9	岡	8	10	有度第一	1 2	11	三保第一	5	12	飯 田	8	13	袖 師	9	14	庵 原	7	計		8 6
No.	クラブ名	資格保有者数（人）																																																		
1	森 下	3																																																		
2	東 豊 田	5																																																		
3	富 士 見	6																																																		
4	南 部	3																																																		
5	東源台第一	4																																																		
6	東源台第二	2																																																		
7	入 江	6																																																		
8	浜 田	8																																																		
9	岡	8																																																		
10	有度第一	1 2																																																		
11	三保第一	5																																																		
12	飯 田	8																																																		
13	袖 師	9																																																		
14	庵 原	7																																																		
計		8 6																																																		

		<p>なお、雇用条件は現運営者様の決定事項であり、報告を求めているため把握しておらず、具体的な条件はお示しできません。</p> <p>(参考)</p> <p>時給単価は、最低賃金～1,400円程度</p>						
44	「仕様書 5 基本事項 (5) 運営体制及び配置体制」に処遇は同等以上となっております。現状の賃金や福利厚生等をご教示ください。	<p>賃金及び福利厚生は現運営者様の決定事項であり、報告を求めているため把握しておらず、具体的な金額はお示しできません。</p> <p>(参考)</p> <p>時給単価は、最低賃金～1,400円程度</p>						
45	<p>現行のおやつ提供方法をご教示ください。</p> <p>※購入先の指定業者、購入方法、精算方法、目安金額等</p>	<p>提供方法については、現運営受託者様に対し報告を求めているため、把握しておりません。</p> <p>なお、開所日に応じて、月額1,600～2,000円を利用者からおやつ代相当額として徴収しているため、1児童あたり1食80円を目安にご提供ください。</p>						
46	クラブ別の消耗品実績（年間平均で構いません）をご教示ください。	実績については、現運営受託者様に対し報告を求めているため、把握しておりません。						
47	クラブ別の「仕様書/費用区分の役務費及び委託料(清掃・害虫駆除)・手数料に関し、前年度実績の開示と合わせて、手数料に関しては内容が理解できかねます。詳細な補足説明をお願いします。	<p>前年度実績については、現運営受託者様に対し報告を求めているため、把握しておりません。</p> <p>手数料に関しましては、運営上必要となる法定点検やエアコンクリーニング費用の負担を求めるものですが、本業務においては、浄化槽法定点検（庵原児童クラブ（令和5年度実績：6,500円））が対象となります。</p> <p>また、クリーニング等は必要に応じた対応をお願いいたします。</p>						
48	クラブ別の施設、設備等の簡易修繕の実績をご教示ください。また簡易とは金額ではどの程度を上限と想定されているかお知らせください。	前年度実績については、現運営受託者様に対し報告を求めているため、把握しておりません。また、簡易修繕費は、1件10万円程度を目安としておりますが、修繕内容により受託者様との協議の中で決定したいと考えております。						
49	<p>各クラブの施設環境をご教示ください。</p> <p>学校校舎内外、学校敷地内外の建物、複数支援単位がある場合は、位置関係(別棟・階数・隣接部屋等)もご教示ください。</p>	<p>施設環境は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>クラブ名</th> <th>施設環境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>森 下</td> <td>(令和6年度) 校舎内1階1室 (令和7年度)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	クラブ名	施設環境	1	森 下	(令和6年度) 校舎内1階1室 (令和7年度)
No.	クラブ名	施設環境						
1	森 下	(令和6年度) 校舎内1階1室 (令和7年度)						

		校舎内1階1室、 敷地内クラブ棟1階1室 ※校舎と独立棟は直線距離 で100m程度 ※令和7年度より1室増室
2	東 豊 田	校舎内1階2室（隣接）、 体育館2階1室 ※校舎と体育館は隣接
3	富 士 見	校舎内2階1室、 敷地内独立棟2棟（隣接） ※校舎と独立棟は直線距離 で100m程度
4	南 部	校舎内1階2室（隣接）
5	東源台第一	敷地内独立棟2棟（隣接）
6	東源台第二	敷地外独立棟1棟 ※東源台小学校から徒歩10 分程度
7	入 江	校舎内1階2室（隣接）、 敷地内独立棟1棟 ※校舎と独立棟は直線距離 で5m程度
8	浜 田	校舎内1階2室（隣接）
9	岡	（令和6年度） 校舎内1階2室（隣接）、 校舎内2階1室 （令和7年度） 校舎内1階2室（隣接）、 校舎内2階1室、 校舎内3階1室 ※1階クラブ室の真上に 2、3階クラブ室あり
10	有度第一	敷地内独立棟3棟（隣接）
11	三保第一	校舎内1階2室（隣接）
12	飯 田	校舎内1階4室（隣接）
13	袖 師	校舎内1階3室（隣接）
14	庵 原	体育館1階1室、 敷地内独立棟2棟（隣接） ※体育館と独立棟は直線距 離で30m程度

		※令和7年度より1室増室
50	<p>現行の子ども教室の実施状況と連携についてご教示ください。※児童に引率有無等。</p>	<p>各クラブにより実施状況は異なりますが、基本的な考え方は以下のとおりです。</p> <p>児童クラブに入会している児童は、児童クラブで決められた時間に、放課後子ども教室へ参加し、基本的には児童クラブまでまとまって参加することとしています。また、参加時間、回数等は、あらかじめ児童クラブが保護者に確認のうえ、児童クラブごとに決定します。</p> <p>児童クラブ支援員の関わり方につきましては、学校敷地内にある児童クラブと学校敷地外にある児童クラブで対応が異なります。</p> <p>学校敷地内にある児童クラブにおいては、児童全員が放課後子ども教室に参加した場合は1名、クラブ室に残る児童がいる場合は2名以上がクラブ室に残ることとしており、放課後子ども教室に参加する児童クラブ支援員は見守りを行います。活動終了時、または児童クラブで指定した時間になったら引き取りの手続きをし、児童クラブ支援員は児童クラブの児童を引率してクラブ室へ帰ります。</p> <p>学校敷地外にある児童クラブにおいては、各放課後子ども教室と当該児童クラブの実情に合わせた方法としています。また、児童の安全面や放課後子ども教室及び児童クラブの運営面に支障が出ないように十分配慮のうえ、事前に安全対策や参加方法を協議し、文書化しておくこととしています。</p>
51	<p>現行の地域連携の活動実績をご教示ください。</p>	<p>地域連携の活動事例としては、自治会主催の行事（もちつき大会、しめ縄作り等地域固有のもの）や、地域の老人会等との交流会等があり、連携内容は各クラブとその地域団体により様々です。</p>
52	<p>現行、昼食の斡旋状況をご教示ください。</p>	<p>昼食の斡旋方法は、希望する保護者に対し、下記①～④の運用を想定していますが、受託者様による自由提案を妨げるものではありません。</p>

		<p>なお、1食あたりの費用目安に指定はございませんが、利用者の方が利用しやすい価格帯での提供を望みます。</p> <p>① お弁当提供事業者の選定（受託者）  ② 利用者登録（保護者web登録）  ③ お弁当注文・支払い（保護者web取引）  ④ お弁当配達（お弁当提供事業者）</p> <p>また、昼食の斡旋を行う日は長期休暇期間中の開所日を想定しており、曜日による制限はありません。</p> <p>なお、葵区・駿河区においては、全クラブで試験実施しており、清水区においては、利用者の要望を確認しながら実施しています。</p>																																																														
53	<p>各クラブ支援員等が使用する駐車場状況についてご教示願います。使用料（駐車場代）が必要な場合は金額も合わせてご教示願います。</p>	<p>各児童クラブにおける職員用駐車場に関する情報は以下のとおりです。</p> <p>なお、以下は現状であり、学校敷地内の駐車場利用に際しては各小学校様と個別にご調整いただくこととなりますので、今後の利用継続をお約束できるものではございません。</p> <table border="1" data-bbox="839 1043 1425 1926"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">クラブ名</th> <th colspan="2">職員用駐車可能台数</th> </tr> <tr> <th>敷地内</th> <th>敷地外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>森 下</td> <td>共用10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東 豊 田</td> <td>専用4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>富 士 見</td> <td>専用6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>南 部</td> <td>共用9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東源台第一</td> <td>専用4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>東源台第二</td> <td>専用3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>入 江</td> <td>専用4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>浜 田</td> <td>専用1</td> <td>専用4（有料※） ※5,000円/月×4台</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>岡</td> <td>専用4 共用2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>有度第一</td> <td>共用5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>三保第一</td> <td>共用2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>飯 田</td> <td>共用5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>袖 師</td> <td>共用5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>庵 原</td> <td>専用7</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※専用＝児童クラブ専用の駐車可能台数  ※共用＝学校・児童クラブ共用の駐車可能台数</p>	No.	クラブ名	職員用駐車可能台数		敷地内	敷地外	1	森 下	共用10	—	2	東 豊 田	専用4	—	3	富 士 見	専用6	—	4	南 部	共用9	—	5	東源台第一	専用4	—	6	東源台第二	専用3	—	7	入 江	専用4	—	8	浜 田	専用1	専用4（有料※） ※5,000円/月×4台	9	岡	専用4 共用2	—	10	有度第一	共用5	—	11	三保第一	共用2	—	12	飯 田	共用5	—	13	袖 師	共用5	—	14	庵 原	専用7	—
No.	クラブ名	職員用駐車可能台数																																																														
		敷地内	敷地外																																																													
1	森 下	共用10	—																																																													
2	東 豊 田	専用4	—																																																													
3	富 士 見	専用6	—																																																													
4	南 部	共用9	—																																																													
5	東源台第一	専用4	—																																																													
6	東源台第二	専用3	—																																																													
7	入 江	専用4	—																																																													
8	浜 田	専用1	専用4（有料※） ※5,000円/月×4台																																																													
9	岡	専用4 共用2	—																																																													
10	有度第一	共用5	—																																																													
11	三保第一	共用2	—																																																													
12	飯 田	共用5	—																																																													
13	袖 師	共用5	—																																																													
14	庵 原	専用7	—																																																													

54	<p>現事業者が持ち込みをしている物品等をお知らせください。またその物品は残地されるかもご教示ください。</p>	<p>現運営者様が持ち込みをしている物品等は報告を求めておりませんので把握していません。</p> <p>なお、残地については、新たな受託者様決定後、現運営者様と協議のうえご調整いただきます。</p>
55	<p>土曜開所対応について、利用希望者がいなかった場合の対応についてご教示願います。</p> <p>清水区においては、現在土曜は未開所ですが令和6年10月から開所がスタートするとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>土曜開所について、事前に在籍児童の利用予定を確認し、利用予定者がいない場合は閉所対応で問題ございません。</p> <p>なお、委託料には土曜開所費用も含まれておりますので、開所しなかった場合には、閉所日数に応じた委託料を返納していただきます。</p> <p>返納金額の算出方法は「閉所日数×配置予定職員の人件費」を想定しておりますが、人件費算出については、別途受託者との協議により決定したいと考えております。</p> <p>また、清水区においては現在土曜開所を実施しておりませんが、令和6年10月より仕様書に記載の4か所にて拠点開所を開始いたします。拠点開所の詳細な運用方法につきましては、対象校・受託者・クラブと協議のうえ決定いたします。</p>
56	<p>提出資料の見積書について、任意様式にて見積書・内訳書の提出をさせていただきますが、内訳書は年度別（令和6年度・7年度）に分けるのか、期間計（1年6ヶ月）でよいのかご教示願います。</p>	<p>内訳書は年度別、費目別（人件費及び【仕様書別紙7】費用分担表に記載の項目）に記載をお願いいたします。</p>
57	<p>保険等の加入について、損害賠償責任保険への加入が明記されていますが、その他（児童個人のケガ等の傷害保険等）の保険への加入は必要とされますか。</p>	<p>児童のケガ等の傷害保険への加入が必要となります。現状は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険（一人当たり年額800円）に加入しています。</p>
58	<p>今回の選定に際し、審査委員が5人による審査とのことですが、審査委員の構成はどのような委員となるのかご教示願います。</p>	<p>不正防止のため、審査前に審査委員に関する情報公開は行っておりません。審査後は公開可能となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。</p>
59	<p>放課後児童支援員について、認定資格研修を修了した者との定義づけで、「放課後児童支援員となった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに修了すること</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

<p>を予定している者」を含むとの記載があり、本年度中に研修受講予定者（修了）は修了見込として放課後児童支援員の扱いとして理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	
--	--